

第 1 3 1 回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和 3 年（2021 年）3 月 19 日（金）午前 10 時 00 分から午後 0 時 40 分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 事務棟 3 階 包括外部監査執務室及びウェブ会議
出席者氏名 （審議会）	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、司波寛委員、加藤隆之委員、鈴木浩司委員、宮内宏委員、福島良樹委員、堀麦枝委員、山本法史委員、石井修一委員、上條弘次委員
出席者氏名 （事務局）	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課主任、長田美依同課主事
出席者氏名 （説明者）	中田幸男管理課課長、同課土屋明弘課長補佐、菅野匡彦文化財課課長、同課鈴木正生課長補佐、谷口哲也水環境整備課課長、同課若林由紀主査、松本美保子法制課課長、同課鶴澤宏太主任
欠席者氏名	花形守康委員、田辺勉委員、村上康二郎委員
議 題	<p>審議事項</p> <p>ア 京王線京王八王子駅前地下横断歩道に設置する防犯カメラについて</p> <p>イ 桑都日本遺産センター 八王子博物館に設置する防犯カメラについて</p> <p>ウ 公用車に設置するドライブレコーダーについて</p> <p>エ 訴訟事務における個人情報の取扱いについて</p> <p>報告事項</p> <p>ア AI 機能及びスピーカー付監視カメラについて</p> <p>イ 令和元年度（2019年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>ウ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について</p> <p>エ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>その他</p>
公開・非公開の別	公開。ただし、（1）のア、イは非公開。
傍聴者の数	なし

配布資料	1 第 131 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料
------	----------------------------------------------

【橋本会長】 皆さん、おはようございます。緊急事態宣言が解除されるということですので、ございますけれども、まだ、その期間内ということもありまして、今回はウェブ会議という新しい試みで対応してみたいと思っております。

普段のように対面式で会議をするのと違って、少しぎくしゃくするところがあるかと思っておりますけれども、その点御容赦いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより第 131 回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日でありますが、庁舎に 2 名の委員の方、ウェブでは 10 名の委員の方、合計 12 名の委員の方が参加をいただいております。田辺委員と村上委員からは欠席の連絡をいただいておりますので、現在参加をしている委員の方が全てです。

どうぞ。事務局から何か補足ありますか。

【越智主査】 加えて、花形委員からも欠席の御連絡が入っております。

事務局からは、以上です。

【橋本会長】 分かりました。そうすると、計 11 名でよろしいですか。

【越智主査】 11 名の予定です。

【橋本会長】 そうすると、これで全てということよろしいですね。

【越智主査】 山本委員は、これから 30 分ほど遅れて市役所にお越しいただく予定になっております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 分かりました。

それでは、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しているということになります。

ウェブでの会議でありますけれども、この審議会は原則、公開ということになっておりますので、もし申請がありましたら市役所の本庁に来ていただくという形で対応することになってございます。

また、そのときには、その都度、委員の方の許可を得たいというふうに思いますので、

よろしく願いいたします。判断といいますか、その都度、御報告をするということにさせていただけたいと思います。

こんな形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それから、これまで審議に先立って議事録の署名員をお願いしておりましたけれども、この制度が廃止されたということです。今回以降、議事録を作成して署名をしていただくという手続がなくなったということのようでございます。これについては、事務局の越智さんの方から御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【越智主査】 事務局の越智です。今、会長からお話があったように、このコロナ禍によって、押印や署名の見直し方針があります。それに伴って、これまで特定のお一人に会議録署名員の指定を義務づけていた方針も市全体で改定されました。これにより署名員の指名はなくなりました。ただ、会議録内容の確認は、これまでどおり委員の皆様をお願いいたしますので、その点は御安心ください。

事務局からは、以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、これから次第に従いまして、審議事項に入りたいと思います。

会議の持ち方ということなのですが、御発言をされるときにはミュートを解除していただくということです。原則、お聞きいただいているときにはミュートにしておいていただく大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御発言のときにはチャットを使っても構いませんし、画面上で手を挙げていただいても結構でございますので、そんな形で御発言をお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局の準備がよろしければ、実施機関の入室をお願いして、諮問の審議に入ってまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

まず、本日の審議事項は諮問第168号についてでございます。

資料共有の御準備はよろしいですか。大丈夫ですか。

【越智主査】 それでは、実施機関に入室いただいてよろしいでしょうか。

〔諮問第168号の実施機関入室〕

審議事項「ア 京王線京王八王子駅前地下横断歩道に設置する防犯カメラについて(諮問第168号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、引き続きまして、第169号に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔諮問第169号の実施機関入室〕

審議事項「イ 桑都日本遺産センター 八王子博物館に設置する防犯カメラについて(諮問第169号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

では、事務局の方から次を。

【越智主査】 次が、審議事項ウの公用車に設置するドライブレコーダーについての審議になります。

〔諮問第167号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、事務局から諮問要旨を説明させていただきます。

審議事項のウ、公用車に設置するドライブレコーダーに関する諮問になります。

主管課は、水循環部水環境整備課になります。

こちらは、全くの新規の諮問というものではなく、一昨年、令和元年12月に別の課の庁舎管理課が諮問をして答申を得ているドライブレコーダーに関する諮問になります。このドライブレコーダーをつける前に、当初つける予定だった庁舎管理課が保有する公用車ではなく、本日諮問する水環境整備課が保有する別の公用車に設置することに、設置する車が変更になったことによる諮問になります。

今回の諮問に当たり、運用基準を特に今回は御覧いただき、御審議いただくのですが、運用基準について、従前から皆様に御指摘をいただいていた記録データの保管期間の記述について、今回事務局も含め見直しを図っております。より現実の運用を反映した、現実的に守ることのできる記述を目指して、今回作成をしております。その旨が従来の諮問と大きく変更しているところになります。

運用基準で言いますと、第7条保管の項目の第4項、ここにドライブレコーダーの保管期間についての記載をしておりますが、従来は、営業日7日という記載だけにとどまっていた部分を、より実態を反映した記載ということで、直接今回使用するドライブレコーダ

一のメモリー上の最大容量を仕様を書くことで、基本的にはそちらを使用しながら上書き録画、自動消去するという記述にしております。

事務局からの諮問要旨の説明については、以上になります。

この後、補足説明については、実施機関からさせていただきます。

【谷口課長】 では、よろしく願います。私は、水環境整備課長の谷口と申します。また、水環境整備課主査の若林が同席しております。どうぞよろしく願います。

諮問第167号「公用車に設置するドライブレコーダーにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について」御説明させていただきます。

初めに、1、個人情報を取り扱う事務の所管ですが、水循環部水環境整備課となります。

2、個人情報の本人外収集(1)ドライブレコーダーの設置場所ですが、水環境整備課が所管しております公用車に設置をいたします。

(2)設置台数ですが、ボックスタイプの軽自動車1台、軽ダンプ1台でございます。なお、車両更新に伴い設置台数が増える可能性がございます。

撮影した情報の提供先ですが、事故が発生した場合の当事者、これは本市の公用車を運転している運転手及び同乗者となります。また、その他といたしまして、保険会社、捜査機関などを想定しております。

3、本人外収集となる個人情報の項目ですが、ドライブレコーダーに記録される道路を通行中の不特定多数の者の容姿また車両等の個人を識別できる可能性を持つ情報です。

次に、4、本人外収集を行う期間ですが、本審議会の答申があった日からドライブレコーダーを設置している間となります。

5、本人外収集を行う理由です。現在、本市では、公用車の交通事故ゼロを目指して、様々な取り組みを行っているところですが、残念ながら単独事故のほか、対人、対物といった相手がある事故も発生している現状がございます。このような事故発生時における事実確認、あるいは原因分析による適正な事故処理に役立てるとともに、職員に対する公用車の安全運転、安全マナーの教育に資するといった効果がドライブレコーダーの映像からもたらされるものと期待されております。

また、対人、対物といった相手がある事故の場合、当事者間におきまして事故の発生原因などについて、双方の認識の違いなどから事故処理の多くの時間を要することがあります。事故発生時の映像を当事者あるいは保険会社、捜査機関等に提供することで、円滑な

事故処理を行おうとするものでございます。

【橋本会長】 一旦、今途切れてしまいましたので、すみません、もう一度。

【越智主査】 では、諮問文に書かれていない内容があれば、こちらから補足説明をさせていただきます。

【橋本会長】 あるいは、御質問に移りますか。

【越智主査】 お願いします。それでは、市役所にいらっしゃる 委員から御質問いただきます。

【 委員】 よろしくお願いします。毎回ドライブレコーダーのときつくく言わせていただいて恐縮なのですが、第7条第4項のところ、最終運行日から営業日7日以上が経過した場合は、必要に応じて手動による消去を行うものとなっているわけなのですが、これは、実際行えないと思うのですが、できるのですか。

【谷口課長】 まず、現実的な運用としまして、この公用車自体、基本的には、ほぼ毎日のように私ども運行するもので、その日のうちに数時間という時間は経過をしますので、恐らく7日以上経過してもそのデータが残り続けるということはないと思われま。

【 委員】 なるほど。この営業日というのは、開庁日ということですかね。であれば大丈夫だと思うので。

少しこのことと外れるかもしれないですけど、前も1回公用車、ほかの部署でもこういうような案件があったけど、これは市としてこういうのを統一していくという感じの方向でいいのですか。

【越智主査】 今、 委員から、今後、市として統一していくかという御質問をいただきます。今回お申いただいた内容で固まった内容については、これまで諮問をしている各所管課、ドライブレコーダーの関連所管課にも通知をして、修正を依頼する予定です。

【 委員】 であれば、現実に即している。無駄に消してくると人件費もかかるし。

【越智主査】 現実に即した運用でということでの修正方針になります。

【 委員】 営業日というのは、開庁日とするのか、そこの表現の問題だと思うのですが。少し分かりにくい。

【越智主査】 今の質疑応答、皆様に共有されましたでしょうか。よろしいでしょうか。

【 委員】 説明ありがとうございました。運用基準で、論点以外で恐縮なのですが、第8条第2項について質問させていただきたいと思っております。

この部分で、第8条第2項で前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場

合は、提供等を行うことができるということで、この提供というのは外部提供だと理解するのですけれども、一方、個人情報の保護条例でも外部提供できる場合というのは、厳格に定められているじゃないですか。その部分との関係が、これでいいのかなというのを疑問に思ったので質問させてください。例えば、第3項で保険会社とかその当事者とかが要求する場合というのは、特に審議会を通さずに提供することができるということ、これが条例との関係でどうなのかなと思うのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

私からは、一点だけです。

【橋本会長】 ありがとうございます。これは、事務局にお答えいただくのがよろしいですかね。

【越智主査】 平成9年に外部提供の類型として諮問をしております、警察等の行政機関が法令に基づき行う照会に対しては、公益上の必要性や個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が判断できる場合に限り、回答することができるということで、審議会答申を得ているものになります。

事務局からは、以上です。

【委員】 今の委員と同じような質問なのですけれども、この提供する場合には、警察だとか捜査機関に提供する場合は、その車に設置している記録メディアのコピーを提供するのですか。そのドライブレコーダーにあるものを提供するのですか。どちらでしょうか。

【越智主査】 では、事務局から回答させていただいてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 よろしくお願いします。

【越智主査】 委員からお話のあった、技術的にどう提供するかということについては、ドライブレコーダーの複写したデータ自体を提供するという想定であります。ドライブレコーダーの機械そのものを提供するという形ではなく、データを複写して提供する方向という想定であります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 複写して渡すというのは一般的ですか。複写して渡すというのも、あまり聞いたことないような気がするのです。どうなのでしょう。

【水野副会長】 複写して渡すのが普通です。通常どおりです。

【委員】 なるほど。そうすると、原本自体は自分のところで持っているというこ

とですよ。分かりました。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 複写は市がやるわけですね。例えば、警察が複写するのではなくて、市が複写をして、それを提供する。提供して、用が済んだら返してもらって、戻ってくるのですね。

【橋本会長】 いかがでしょうか。実際の取扱いはどうなっていますか。

【越智主査】 事務局からお答えします。複写作業自体は市側で行うという想定であります。基準上は捜査が終わったデータについて、返却という形ではなく、不要となったデータの確実な廃棄を条件として付した上で提供するという想定であります。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

【 委員】 若干戻ってこないというのが心配なのですが、本当は提供して返してもらって処理するという形のほうがいいと思うのだけれども、提供先で本当に廃棄したかどうかというのは、実際に処理場でも何でも現場に行って壊しているところを見ることができればいいのだけど、そうしないとよく分からないのではと思うのですけれども。

【橋本会長】 これまで実際に外部提供を行ったときに、コピーしたものができて、それを消去したというような事例はありますか。

【越智主査】 手元に資料がなく、そういった事例を具体的にお答えすることができません。今後の話として、やはり電子データである以上、廃棄したか、廃棄はしてもコピーしているかどうかというところは、現物の実存するものとは違いますので、例えば、廃棄証明と言いますか、確実に廃棄削除、そういった処理をすることを確認していく方法が警察に対して可能なのかということを確認していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【橋本会長】 実際、 委員と 委員の御指摘について、非常に大事なのかなと思いました。条例に基づいて本人の同意なく本人情報を収集するわけですし、しかもここで第三者に提供するという余地も認めているということなのですが、もっともこの第8条第2項に書いてあるものというのは、条例上もこういったことについては、一定認めていると思います。その問題はないと思いつつも、しかし、実際に提供したケースがどんなものなのか、あるいは提供したコピーについてはどういうふうにその後処理したのかということについては、実は、我々はあまり知らなかったなというのがあります。もし可能であ

りましたら、次の審議会辺りに、この実際の運用実績というのですか、そこも調べられる範囲で、こういったケースがあって、こういうふう処理しましたということを御報告いただくと、もう少しリアルにいろいろなものが分かっていいかなと思います。

お手数を掛けますが、よろしくお願ひできますか。

【越智主査】 分かりました。本件に限らず、こういった実際の捜査提供事例、そういったものも含めてお調べして御報告させていただきます。

【橋本会長】 委員、これでよろしいでしょうかね。

【 委員】 ありがとうございます。

【 委員】 あと、もし警察がコピーじゃ駄目だといった場合にどうするのですか。証拠能力とかの関係で、もしその後刑事裁判になった場合に、原本じゃないと駄目だという可能性が十分あると思うのです。普通、そのように情報提供を求めるということも十分あると思うのですけれども、その場合もそういう形で応じるとしなければいけないのではないか。いけないわけではないのですけど、その辺はどうするのかということを中心に詰めて、基本的には協力したと。あとは適切に法令にのっとって処理していただくという方針で、私個人はいいと思うのです。今の話だと、何かいろいろ本当に条件をつけてできるのかなとか、何か少し違うのではないかなという気がするのですけど、その辺どうなのでしょう。

【橋本会長】 これは、教えていただきたいと思うのですが、恐らく警察が押収する場合には現物を押収するわけですよね。これは、私が思っているような配慮はいらなと思いますので、そこは、判断の余地はないだろうと思います。

任意で提供する場合は、コピーで提供することも不可能ではないということになりますよね。保険会社の場合ですと、恐らくコピーを提供していくのだろうと思うのですけれども、その先ですよね。それが、返ってきたか、返ってこないとか、返ってこないなら、どう処理されていったのかということについて、私たちとしては、どうも見えないので、そのところを教えていただきたいなということで今、お願ひをしたということなのですが。

ですから、コピーでなければ渡さないという話ではもちろんなくて、押収されてしまったら、もうそれっきりだとは思っているのですけれども、実際こういうケースはどれぐらいあったのかというのは、まさにこの運用基準によって包括的にこれを認めてしまうわけなので、審議会としては、そこを知っておきたいという意味でお願ひをしたということでございます。

ますが。どんなものでしょうか。 委員がおっしゃることはよく分かります。

【越智主査】 事務局としてそういったところも含めて、任意での提供という形か、押収かという、その手段も含めてどういった実績等があったか、整理して御報告をさせていただきたいと思います。

【橋本会長】 今、3人の委員の方からのいろいろな質問を聞きながら思ったのは、確かに、ここはあまり突っ込んだ検討はしてこなかったところだということです。

そういうことも含めて、実績をまずお調べいただいて、こういうケースについてこういった形で提供したと。コピーしたものを提供したのか、現物を提供したのかとか、提供したのは返ってきたのか、返ってこなかったのか、そういう範囲で、まず実態を調べてみていただいた上で、こういったドライブレコーダーとか、また繰り返し出てくるといいますので、そのときの判断に生かしていくという、そんな形ではいかがでございましょうか。どうでしょうか。

水野副委員長、いかがでしょうか。

【水野副委員長】 この現物を渡すというのは、データとしては、ほかのデータもみんなお渡ししてしまうことになるので、問題があるのではないかと思います。所定の映像だけをお渡しするという意味の範囲内ということであればよろしいかと思うのですが、現物を渡すと、いろいろなデータが全部行ってしまいますので、意外とたくさんのいろいろなデータが入っているのですよ。ドライブレコーダーのメモリーの中には公表すべきではないものもある場合もありますので、必要な目的のものだけをコピーして渡すというのは原則だと思います。

【 委員】 例えば30分とか必要な範囲の間の映像にいろいろなほかのものが入っているといったことですか。

【水野副委員長】 それ以外に、御存じかと思うのですが、イベントログのようなものがたくさん入っているのです。いろいろな事故に近いようなことを起こしたとか、いろいろなことが保管されているのです。そういう情報が映像以外に何分か別にあるのです。というのは、本人からはあまり公表してほしくないというデータが発生することになるかもしれない。

【 委員】 その部分を編集はできないものなのですか。

【水野副委員長】 中で別ファイルになっているのです。

【 委員】 私は、技術的なことは一切分からないのですが、もちろん関係ないも

のを出せというわけではないですよ。

【水野副委員長】 現物を出したら、みんな読めるのですよ。

【 委員】 何が読めるのですか。

【水野副委員長】 現物のSDカードを渡してしまうと、全て読めますので、消したのもみんな読めるのです。

【 委員】 なるほど。

【 委員】 提供先にもよるのですが、たまたま私の家内が自動車でぶつけられたときに、保険会社の方に提供したのですけれども、やはりコピーを取って提供しました。というのも、人間のやることですから、間違ってコピーを全部消してしまうと、証拠も何も残らなくなってしまうのです。本物を出して、それを何かの手違いで消してしまうと、あのときああだった、こうだったというのが全て消えてしまいますので、どこかに残しておかないといけない。これは、先ほどから出ている警察への提供とは違って来るかもしれませんが、コピーがいるかなという事例をお話させていただきました。

以上です。

【 委員】 ごめんなさい。話は戻るのですが、水野副委員長にお伺いしたいのですが、コピーだと結局編集はできるということなのですか。

【水野副委員長】 それは、腕次第ですね。

【 委員】 要するに原本とは違ってコピーだとそういう必要な情報だけを取り出せるのですか。

【水野副委員長】 もちろんです。

【 委員】 コピーだとできる。なるほど。そのコピー段階でやればいから、ということですか。

【水野副委員長】 はい。

【 委員】 私は別にコピーでは駄目だと言っているわけではないですよ。ただ、警察は刑事事件で、保険会社は民事ですから、当然求めるものが違って来る可能性はあるのではないかと考えているだけです。別にコピーでオーケーであれば、それはそれで済むのであれば、別に問題ないと思うのです。どちらでもいいと思うのです。ただ、もし刑事事件で求められた場合は、コピーでは済まない可能性はあるような気がすると思ったのです。そこだけなのです。

【 委員】 刑事の運用の話をついでにいろいろここで議論しても仕方がないと思うのですけ

ど、刑事事件を扱っている経験上、一般的な話として警察の方も強制手段をすぐに使いたくはないので、恐らく捜査照会ということで任意で提供を求めると思います。その段階で必要なものが手に入ればそれ以上依頼してきません。任意で手に入らないとか、どうしても現物が証拠品として必要な場合には、正式に差し押え等の手続きが発生するということですので、そこは入り口のところでいろいろな範囲で提供してそれでどうかという話をすれば、実際には問題にならないので、多分そこを議論しても仕方がないと思います。

【 委員】 なるほど。

【橋本会長】 ありがとうございます。

【越智主査】 そういったところも含めて、市として実績を調べて報告をさせていただきます。本件については、現行の基準の中で諮問答申をいただくという形とし、今後に向けては、過去の実績等整理して御報告をするという形で事務局として整理させていただいてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 分かりました。お願いいたします。

【越智主査】 こちらにいらっしゃる 委員から質問いただいてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【 委員】 質問というより意見でございます。公用車にドライブレコーダーをつけるというのは、これは一つの課の問題ではなくて、全市の問題だと思うのです。今回、水環境整備課の諮問という形で出たのですが、全市で取り組んでいただく必要があるのではないかと思います。今までの議論も全て水環境整備課に特定していなくて、一般論で、やはり一つの課の問題ではなく、市長部局で取り扱っていただくようにしていただけたらと思います。

【越智主査】 委員から御意見いただきました。ドライブレコーダーは、本課だけではなく市全体の案件になるので統一的な議論、答申をとということでいただいております。今回、公用車を設置する車を保有する所管が水循環部ということで諮問しておりますが、当然ながら、それ以外にもドライブレコーダーを設置している公用車を保有している所管はありますので、今日の議論も含め市全体で共有させていただくという方針であります。

【橋本会長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ドライブレコーダーの設置については、認めるという方向で、具体的な答申案の検討に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【越智主査】 それでは、答申案を読ませさせていただきます。

本件、個人情報の本人外収集につき、公用車にドライブレコーダーを設置することは、当該車両事故発生時の事実確認や適切な事故処理に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、当該ドライブレコーダーの設置に関して、公衆に明示されていること及び適正な事故処理を図ることを目的とすることから、特に必要がないと認めます。

なお、運用基準第8条2項によりドライブレコーダーの記録を外部に提供するに当たっては、必要に応じて審議会の意見を求めるものとする。

付記、水環境整備課が保有する公用車におけるドライブレコーダーの運用基準に基づき個人情報の適正な管理を行うこと。

以上でございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。こんなところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。では、次の審議事項、事務局の方から御説明お願いできますでしょうか。

〔諮問第166号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、審議事項工、訴訟事務における個人情報の取扱いについて事務局から要旨を説明させていただきます。

本事務の名称は、訴訟に関する事務です。訴訟に関するものとして目的外利用、外部提供及び本人通知の省略について諮問するものです。

今回諮問をしている所管課は、総務部法制課です。法制課で市全体の訴訟に関する業務を事務分掌として担当しております。

1点目の目的外利用について、実際に訴訟の対象となった業務を執行する課から、法制課が個人情報の提供を受けて、その訴訟に当たり内容確認等も含めて利用する必要があるため、この目的外利用について御意見をいただくものです。

続いて、外部提供についても御意見をいただきます。提供先としては、各裁判所になります。こちらに対して訴訟に関する個人情報を外部提供することについて御意見をいただくものです。

それぞれ、その理由についてですが、市が当事者である訴訟において、主張立証を十分に尽くして適切に当該訴訟に係る事務を行うために、その訴訟のまさに渦中にいると言い

ますか、そういった所管課が保有している情報を訴訟のために利用することや、裁判に対応するために情報を提出する必要がある、そういったことで今回御意見をいただくものです。それに付随しまして、本人通知の省略についても今回御意見をいただきます。この訴訟資料については、訴訟の相手方や関係者に関する個人情報を含んだものになります。これについて、本人に通知をすることで訴訟における攻撃防御の方法等を相手方に知られるおそれがあり、それがその訴訟の円滑な実施を困難にするものと考えられます。

上記の事務事業の性質から、本人通知を省略できる類型に当たる内容ではないかということで、その判断が正しいかどうかを御意見いただくものです。

それに関して、諮問文では、8になりますが、類型答申の整理という項目で、記載をさせていただいております。

こちらについては、過去、平成9年の審議会になりますが、目的外利用または外部提供について、あらかじめ類型で示すことによって、その類型に当たる事務については、目的外利用等をできると包括的に意見をいただいているというものです。こちらの類型で言いますと、類型5というところに、法律の規定に基づく裁判所からの求めによる報告、文書の送付等という類型が当時設定をされておりますが、今回実施機関として行う事務がこの文言に該当するかどうか検討をした上で、この文面上ははっきりと該当すると判断しがたいというところがあります。文面上だと、法に基づく裁判所からの照会に限定した書き方、事務の例示といった類型とも判断されて、即この類型に照らして事務を行うことが慎重な判断が必要ではないかという趣旨もありまして、御意見をいただくものです。

仮に、今回行おうとする事務が、この類型に該当しないものであるとして、行う事務自体は公益上必要があると認めると判断いただく場合は、この類型自体を修正等する形で、今後こういった事務をその類型に照らして行っていくことができるようにするということを御判断いただくという意味で、今回諮問をさせていただきます。

類型の修正案については、今、画面共有いただいているように、まだこちらは案ですが、新旧の形で提示をさせていただきますので、こちらを基に御審議いただければというところになります。

こちらは、同じファイル上にも記載しておりますが、他市でも類似の事例はありますので、その事例も参考にした上で作成をしているものです。

事務局からの概要説明は、以上です。

本日、実施機関として、法制課職員が出席しておりますので、補足説明をこれからさせ

ていただき、質疑応答に移らせていただきたいと思います。

【松本課長】 法制課長の松本です。

隣に職員の鶴澤が参加させていただきます。よろしくお願いします。

今回、なぜその個人名が必要なのかということについては、訪問介護事業所のサービスが実際に行われたか、その職員がいたかいなかったかということが争われているところが、指定取り消しに該当するのではないかといいところがあるので、その個人が勤務時間にいたか、どうかという証拠書類を裁判所から求められています。そのため、名前がないと証拠資料にならないということです。その法人は、もう指定取り消しをされてしまって、なくなってしまう、その職員も解雇されてしまっている、どこにいるか分からない状態です。唯一情報があるのが、指導監査によって本人から誓約をもらった際の名前と住所だけです。そこに送っても届くか分からないのですが、それを市の情報として持っているのであれば、訴訟告知をするべきなのではないかという考えです。

また、今まで住民監査請求がなされて、訴訟になって個人情報はどうしていたかという点については、恐らく直近の住民監査請求ですと、緑地の木を切ったということの住民監査請求で出している資料は、あまり個人情報はなかったかと思います。そのほかに平成17年ぐらいには、市の補助金が不正だったのではないかといい住民監査請求から訴訟になっているものがありました。そのときは、職員の名前で訴訟告知をしるということがあったのですが、厳密に言えば、個人情報の目的外利用になったかとは思いますが。

さらに、訪問介護等の指定事業や指導監査権というものは、中核市になってから行われるようになったものです。今回の事例の背景には、ライバル事業者が自分のビジネスモデルを盗んだのではないかといいようなライバル会社同士の争いに関する証拠書類が市にある、という事案です。

もう1件、監査事務局からの希望として、住民監査請求がなされた案件については、自分たちの監査事務に生かしていくために訴状の写しの情報共有をしたいという希望もあります。

市として、内部で今後の訴訟に関するリスク管理として、そういった共有も必要かとは思っております。補足は以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。そうしますと、典型的にこういった裁判に必要な書類ということでは、その都度外部提供というか第三者提供について審議会の意見を問わなくて済むようにしたいということによろしいのですか。

【松本課長】　　そうです。

【橋本会長】　　ということで、先ほど類型表を御覧いただきました。もう一度御覧いただきたいと思いますが、こういうような形で整理をして、今後、その他、市が訴訟の当事者等になる場合については、もう類型的に提供することをお認めするという制度の改正を行いたいという御趣旨でよろしいわけですね。

【松本課長】　　はい。

【橋本会長】　　はい、ありがとうございます。

【　　委員】　　そうなのですか。類型というのは、審議会の意見を聞くのは、こういうときですよという類型なのではないですか。この新旧対照表では、最初のところに書いてあるのは、審議会の意見をこういうときには聞きましょうという。

【橋本会長】　　そういう基準となっていますよね。

【　　委員】　　はい。ですから、ここつまり総体のことは聞くのですけど、そもそも聞いたらできるかもしれないとそういう意見に今回これを付け加えよう、そういう理解でよろしいですか。

【橋本会長】　　どうです。この点いかがですか。

【越智主査】　　事務局からです。このタイトルを見ますと、その審議会の意見を聞くところなのですが、当時の諮問ですと、ここに示された類型については、一括で諮問し、類型で示された場合には、目的外利用等ができる旨の答申を受けている、という類型表になりますので、ここに当てはまるものについては、できるという意味での一括類型表になります。

【　　委員】　　分かりました。この類型については、包括的にオーケーだということを審議会から言っている、こういうものだという理解でよろしいですね。

【越智主査】　　はい。

【　　委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】　　いかがでしょう。旧の記述がございますけれども、法律の規定に基づく裁判所からの求めによる報告、文書の送付等となっていたところを、その他市が訴訟の当事者等となる場合、このように付け加えると。理由としては、十分に主張立証を尽くし、適切に当該訴訟に係る事務を行うには、実施機関内部又は実施機関相互のところは、資料を提供することが必要である。こういうことでございます。よろしいでしょうか。裁判に係る資料の提出ということですので、これはやむを得ないのかなと思いますけれども、い

かがでしよう、よろしいでしようか。

【 委員】 堀ですけれども、すみません。

【橋本会長】 お願いします。

【 委員】 確かに裁判の資料と言いますか、訴訟で戦うために実施機関内部で個人情報を利用できないというのはおかしいです。今までは逆にそういう機会がなかったのがおかしいのではないかと思うぐらいです。また、裁判所に提出するについても類型で入っていなかったというのも、少しどうなのかしらと、今、逆に思っているぐらいです。旧の方の類型によると、これはどう考えても、この例示に上がっている訴訟法での照会とか、民事訴訟法上の文書送付嘱託とかそういったものでしか当てはまらないと思います。ここに訴訟上、むしろ市が積極的に訴訟行為を起こすために個人情報を提供することは当てはまらないと思うので、類型できっちり定める必要があるとは思いますが。

【橋本会長】 ありがとうございます。どうでしょう。よろしいでしようか。

【 委員】 1点よろしいですか。

【橋本会長】 はい、お願いします。

【 委員】 この文章はこれでいいと思っているのですけれども、実際提供する場合には証拠として出す場合ですね。例えばプライバシーに係る部分で争訟事実に関係ないところは黒塗りするとか、あるいはプライバシー情報が出ていく場合には、閲覧制限の申し立てをするとか、そういうプライバシーを守るための適切な処理をやるという前提でこういう話をしていくと、こういう理解でよろしいでしようか。

【橋本会長】 これはいかがでしょう。

【松本課長】 関係ない個人情報は黒塗りして出しています。今後も、そういった訴訟に関係するものだけです。例えば、職員から訴訟を起こされていたものについては、本人の時間外の記録は出しましたが、そのほかに個表であるほかの人間の情報は黒塗りで一切出さないとか、そういった対応になると思います。

【 委員】 一般的には、そういう対応は当然していく前提の下でという理解でよろしいのですね。

【松本課長】 はい、そうです。

【 委員】 はい、分かりました。場合によっては、閲覧制限の申し立てもした方がいい場合もあるかとは思いますが。これじゃプライバシーに属するものですから。それは、恐らく担当の弁護士さんに相談する話だとは思いますが、そういう前提の下でいい

かなと思います。以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、こういった形での類型の中に当てはまるという判断にして、お認めするということで進めさせていただきたいと思います。

〔諮問第166号の実施機関退室〕

これについて答申文案はございますか。

【越智主査】 それでは、答申案を読ませていただきます。少し長いのですが、朗読します。

本件個人情報の目的外利用及び外部提供については、市が当事者である訴訟において、十分に主張立証を尽くし、適切に当該訴訟に係る事務を行うことを目的としており、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、市が当事者である訴訟における主張立証のための資料は、訴訟の相手方や関係者に係る個人情報が含まれたものであり、これについて本人に通知をすることで、訴訟における攻撃防御の方法等を相手方に知られるおそれがあり、訴訟事務の円滑な実施を困難にするものと考えられるため、特に必要がないと認めます。

なお、本件個人情報の目的外利用及び外部提供については、平成9年3月7日付答申個第3号に基づく類型「条例第12条第2項第5号ただし書の規定に基づき審議会の意見を聴く目的外利用及び外部提供の類型」を別紙のとおり見直し、類型に含むものとして取り扱います。

付記。個人情報の提供を受ける課に対しては、次の条件を付する。

(1) 個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、提供された目的以外の使用を禁止すること。

(2) 不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

文面上は以上になりまして、途中別紙とお読みしたところについては、資料で提示させていただいている類型修正案の修正後のものを別紙として提示させていただく予定になっております。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。今の答申文でございますが、いかがでしょうか。

【委員】 1点よろしいですか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【委員】 最後のところに提供されたものを迅速かつ確実に廃棄するという文章が

あったと思うのですけれども、もちろん裁判所に資料として出ているものですね。

【越智主査】 はい。

【委員】 それは、裁判所の判断でしか廃棄できないのではないですか。

【越智主査】 最後の付記は、個人情報の提供を受ける法制課に対して付記をしたものという形になっております。今回、外部提供先の裁判所等機関については、当然ながら法に基づいて個人情報保護をされるという想定はしておりますので、そこについて言及はしていないものになります。

【委員】 そういう意味ですか。分かりました。趣旨が分かりましたので、特に問題はございません。

【委員】 堀です。同じ最後の破棄のところですけども、法制課の方、組織記録は保管されないのですか。

【越智主査】 保管します。当然、訴訟の案件になり、訴訟関連に使う資料については、訴訟の資料自体が長期保存ということで、文章保存年限上定まっておりますので、そういったものについては、当然訴訟対応に必要なものとして長期保存にはなります。仮定の話として、提供を受けたが、使用しなかった情報とか、結果的に関連がなかった情報などは、迅速に廃棄することという趣旨を含めております。

事務局からは、以上です。

【委員】 分かりました。

【橋本会長】 ありがとうございます。疑問点については、解消されましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、基本的にこの答申文のまま、答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。では、これをもって答申とさせていただきたいと思います。

本日の審議事項は、これが全てでよろしいですね。

【越智主査】 審議事項はこれで全てになります。

【橋本会長】 それで、報告事項も時間は経過しておりますので、報告事項の中で、基本的には、文書をもって報告とさせていただくよう取り扱いたいと思うのですが、いかがでしょうか。文書を御覧いただきまして、疑問点がありましたら、提示していただければ

ありがたいです。1点、報告事項の中の1番目ですかね。これだけ御報告をしていただいた上で、終えたいなと思います。では、お願いできますか。

【越智主査】 はい。報告事項アについてのみ手短かに報告させていただきます。

【内村主任】 事務局です。それでは、報告事項のア、A I機能及びスピーカー付監視カメラについて御報告いたします。

報告資料のアを御覧ください。

より効率的に駐輪場の利用を促し、放置自転車を減少させる目的で、八王子市内で最も放置自転車の多い、八王子市中町1番地先の富士見通り沿いに交通事業課がA I機能及びスピーカー付監視カメラを設置いたしました。本件カメラの設置につきましては、個人情報の収集には該当せず、個人情報保護条例の規定により審議会への付議を必要としませんが、報告資料ア、別紙意見書より映像記録の機能を有しないダミーカメラを設置する場合においても、必要最小限の設置とすべき観点から、審議会に報告することとしています。本件カメラの設置につきましても、同様の観点から市民のプライバシーを侵害しないよう配慮する必要があることから、審議会に報告するものでございます。

本件カメラの運用期間につきましては、令和3年3月17日から令和4年3月31日までの予定です。運用方法につきましては、事前に製品本体に対しまして、自転車程度の大きさを自動で検知する設定を行います。検知後に自動で警告音声を放送するものでございます。仕様上は、独自回線を使用した呼びかけ機能や、映像データを保管する機能を有しておりますが、機体本体からフラッシュメモリーを抜くことで当該機能は使用いたしません。カメラの仕様につきましては、報告資料アの別紙、仕様書のとおりとなっております。

事務局からの報告は以上となります。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

ダミーの場合には審議会報告ということで、今回A I機能及びスピーカー付監視カメラということなのですが、これについていかがでしょう。

【委員】 ごめんなさい。私だけかもしれないですけど、そのA I機能というのは何なのですか。その個人情報とかプライバシーとの関係で何が問題なのか、特にその点だけ説明していただければいいんですけど。

【橋本会長】 イメージが沸かないところがあるかもしれませんね。

【委員】 何でもA Iと付けるところありますが。どうなのだろうと思って。難し過ぎて分からない。

【越智主査】 今回、カメラを設置するという事で、市民の皆様としては、心理的にはカメラが設置されていて、撮られているという意識には当然行くと思います。そのために、何でも設置するのではなく、必要最小限のものであるかということを確認するという意味で報告をさせていただいています。

そのAIとは何かということについては、先ほど御説明させていただいた自転車程度の大きさを自動で検知して、その場合に警告音声を流して自転車を止めようとしていないかどうか、駐輪場に止めましょうといった自動音声流れるといった機能を有したカメラということになります。

事務局からは、以上です。

【委員】 確認させていただきたいのですけれども、要は、自転車を置こうとしているような者を、カメラで見てそれをAIで確認して音声を流すのだけれども、実際にはこれを記録したり保存したりしないので、本来この審議会での審議事項ではないのだけれども、カメラを設置している以上一応ここにもお聞きします、というような主旨でしょうか。

【越智主査】 おっしゃるとおりでございます。

【橋本会長】 本人は識別できないが、何となく人や自転車みたいなものが出てきたときに放置しているものについて駄目だよという、そういったことを発するような機械を置きますという・・・こういう理解よかったですか。

【越智主査】 はい。大きさを検知するようです。

【橋本会長】 厳密には、個人情報の収集にはならないということだったと理解しております。ありがとうございます。

それでは、こういったことで報告を受け取りましたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 あとは、実施状況等についてあらかじめ事務局の方から文書を送っていただいておりますので、もしお読みいただいた上で御不明な点がございましたら、また質問していただくというように取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 あとは、いかがでしょう。先ほど、委員から、今後、もしウェブ会議でやるのだったら、どういうことが考えられるかみたいなチャットで意見をいただいておりますので、事務局の方で御確認いただきまして、できることなら改善していただ

ければと思います。

【越智主査】 本日、冒頭から事務局の機器及び操作の関係で御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。今後、やはりコロナがある、ないにかかわらず、こういった技術的な変化は予想されます。今回の実施を踏まえて、皆様から改善点、気づいた点など何でもいいので、今後お知らせいただければ、本課で対応できることは対応します。そうではないところは、全庁的なサーバー環境とかそういった仕組みのことになりますので、いただいた御意見を添えて変えていきたいと思います。メールや電話、手段は問いませんので、今後御意見をいただければ幸いです。

【橋本会長】 ぜひ、よろしく願いいたします。

次回の審議会の日程になります。コロナの状況を見ながらということもございますが、できれば対面で実施できるタイミングを考えております。いつもは次回日程についてお諮りをするのでありますが、今回は、また改めてお尋ねするようにさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【委員】 すみません。1点いいですか。事務局の方が最後そのようにおっしゃっていたので、私だけかもしれないのですが、正直言って、事務局からのメールが10通近くも来るとというのが本当苦痛なのです。

【越智主査】 申し訳ありません。

【委員】 資料はまとめていただいて、別にアクセスできる最後のウェブ会議の確認で送っていただくのは、結構なのですが、最後に1回送っていただければ別にいいと思うのですよ。本当にメールが多過ぎて、恐らく今どこもそうになってしまっているの、それを減らしていただけるととてもありがたいなと。ちょっとだけ、私だけかもしれませんが、ごめんなさい。

【橋本会長】 委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりでやっぱり五月雨式に来てしまいますと、あれはどこにあるのだろうと、結構煩雑だったと思います。今後の改善点ということで、一つぼんと最後に送っていただければ、その方がありがたいと思います。

【越智主査】 ありがとうございます。今回五月雨式になってしまいましたが、本来ですと、もっと事前に資料としてお送りして御目通しいただく時間を確保すべきであると考えておりますので、まとめて、より事前に、ということで想定しております。申し訳あり

ません。

【 委員】 でも、どうしても事務局大変だと思うので、ぎりぎりになってしまうのは分かるのですが、1回で済ませてもらえるとありがたいなと思います。

【越智主査】 逆に市側から教えていただきたいのですが、大学関係、先生の方々とか、弁護士の方とか、業務の関係でこういう複数ファイルを、このオンライン時代にやりとりする場合は、やはり普通はクラウドを経由して行っていますでしょうか。

【 委員】 上條ですけれども、弁護士会等では、クラウドで資料を全部まとめてそこにアクセスしてダウンロードするような形にしていますので、多分それが一番楽かと思っています。

ただ、八王子市のサーバーとか設定の問題だと思いますので、そういうのが揃えばそうしていただいた方が早いかなと思います。

以上です。

【越智主査】 ありがとうございます。

【橋本会長】 クラウドのこともあるのですが、必要なものは全て一つのファイルにして送ってもらおうと。それでPDFのファイルにして送ってもらえれば、1個開ければあとずらっとスクロールするだけで見られますので。

【越智主査】 ありがとうございます。

【橋本会長】 次の改善点、いろいろあるだろうと思いますので、私も事務局も反省しながら、もしウェブでやるのだったらこうした方がいいなとか、いろいろと学びました。ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。次回の日程については、改めて伺いいたしますので、また何とぞよろしく願いいたします。